

令和8年度 依存症問題啓発週間・月間等広報企画運営業務 企画提案公募 仕様書

1 業務名

令和8年度 依存症問題啓発週間・月間等広報企画運営業務

2 目的

大阪府（以下「府」という。）では、「ギャンブル等依存症対策基本法」及び「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」に基づき、5月を「大阪府ギャンブル等依存症問題啓発月間」とし、また「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、11月10日から同月16日までを「アルコール関連問題啓発週間」とし、依存症についての誤解や偏見がなくなり、依存症の問題に悩む本人及びその家族等が、適切な支援につながるができるよう、普及啓発活動を実施するとともに、若年層向けには、若年から依存症に関する正しい知識を持ち、理解することで早期予防につながるよう取り組んでいる。

また、昨年にギャンブル等依存症対策基本法の一部改正が公布され、地方公共団体は違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図ることが明記されたことから、違法オンラインギャンブル等に係る啓発も実施しているところである。

本業務は、上記月間及び週間におけるイベントの開催や、違法オンラインギャンブル等に関する啓発、年間を通じた総合的な広報活動等を展開することにより、若者をはじめ広く府民の関心を喚起し、依存症の正しい知識の普及と理解の促進等を図ることを目的に実施するものである。

本公募は、「令和8年度大阪府一般会計予算」が議決され、本業務に係る予算が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募です。この条件が整わない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

3 契約期間

契約日～令和9年3月31日

4 委託上限額

26,500千円（税込）

5 業務内容

「ギャンブル等依存症問題啓発月間におけるイベント（違法オンラインギャンブル等に関する啓発を含む）・広報」、「アルコール関連問題啓発週間におけるイベント・広報」及び「年間を通じた広報」の企画運営の実施。

I ギャンブル等依存症問題啓発月間におけるイベント（違法オンラインギャンブル等に関する啓発を含む）・広報

<概要>

「第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（案）」における「第5章 具体的な取組みと目標 重点施策① 発症予防・正しい知識の普及啓発の強化」に基づく普及啓発活動として実施するものであり、「本人の意志や性格は関係なく、誰でも依存症になる可能性がある」ことや「依存症は適切な支援により回復が可能である」、「違法オンラインギャンブル等は違法である」などのメッセージが伝わるイベントや広報を実施する。

（1）イベント関係

イベントの概要	
開催日	令和8年5月31日（日曜日）
会場	大阪市中心公会堂 大集会室（以下「ホール」という。）（予定） 第5会議室～第8会議室（予定） （住所：大阪市北区中之島1丁目1番27号）
会場確保日時	令和8年5月31日（日曜日）午前9時30分から午後9時30分
会場費（参考）	施設利用料 20 万円程度 ・上記金額に付帯設備等の料金は含んでいないため、付帯設備利用料及び技術料等について会場ホームページ等にて確認し、委託料に含め積算すること。 ・会場費、付帯設備利用料及び技術料等のイベント開催にかかる一切の費用は委託料に含むものとし、その支払いは受注者において行うこと。
対象者	・府民及び府内在勤・在学等のすべての人 ・主たるターゲット層：若年（10～20 代）で、ギャンブル等依存症問題に比較的不関心な層
参加費	無料
目標値	当日参加者数 800 人程度／オンデマンド配信視聴者数 7,000 人以上
業務評価指標	・当日参加者数 ・その他、事業者と府で協議して定めた客観的な指標

イベントの内容		
イベント ホール内での	座席形式	シアター型
	開催時間	150 分程度
	プログラム	○講演、体験談、パネルディスカッション等により構成するが、講演の実施については必須とする。 ○プログラムの中で、違法オンラインギャンブル等に関する啓発を必ず実施すること。

		○プログラムの中で、著名人によるトークショー等、集客力に重きを置いた企画コーナーを組み合わせることも認める。 ○なお、提案されたプログラム以外に、発注者から短時間のプログラムの追加について協議する場合がある。
		《講演について》 ○依存症に関わる医師等（精神科医等）によるギャンブル等依存症の正しい知識の普及を目的としたものとする。 ○講師（医師等）については、契約締結後に発注者が推薦する候補者に対し受注者が出演交渉を行ったうえで、決定すること。なお、出演者の講師謝礼は委託料に含むものとし、その支払いは受注者において行うこと。 【参考】府研修講師謝礼基準 最大 61,000 円（医師職） ○講演は、講師以外の者とのトークセッション形式も認める。なお、その際ギャンブル等依存症の当事者やその家族等を起用する場合は、府と協議のうえ決定すること。
		《講演以外のプログラムについて》 ○ギャンブル等依存症問題に関心のない層の興味・関心を惹くプログラム及びキャストイングを企画すること（参加者性別に大きな偏りが生じにくいよう工夫すること）。キャストイングは、契約締結後に発注者と協議して選定すること。 ＜例＞音楽、パフォーマンス、配信者・著名人によるトークショー等 ○キャストイングについては、目標来場者数を達成でき、かつ実現可能である内容を提案すること。
ホール外（ロビー・会議室等）でのイベント	ロビーでのイベント	○参加者への適切な情報提供やギャンブル等依存症問題に関心のない層の興味・関心を惹くためのコーナーをロビー内に3か所程度設置すること。なお、依存症問題に取り組む民間団体や行政等の情報提供コーナーの設置は必須とし、リーフレット等を配架するだけでなく、民間団体や行政職員と来場者が対話できるようなブース形式とすること。 ＜例＞ ・違法オンラインギャンブル等に関する展示物の制作・掲示 ・依存症についてみんなで考えるシール投票 ・依存症に関連するフォトブースコーナー ・講師へ質問したい事項を事前募集するコーナー ・ギャンブル等依存症問題に関する〇×クイズコーナー ・大阪府ギャンブル等依存症相談支援アプリ「Day See」体験コーナー
	相談ブース	○ギャンブル等依存症に関する相談の実施にあたり、第5会議室内に相談ブースを設置すること。

		○また、会場外の自助グループや民間団体等によるオンライン相談も実施できるよう、Wi-Fi やパソコン、オンライン会議サービスのアカウント等、オンライン相談に必要な環境を整備すること。 ○なお、相談対応は1組ずつ実施するものとし、相談対応は職員が行う予定である。
	開催時間	○ホール内でのイベント開始時刻より前から開始し、ホール内でのイベント終了時刻より後まで実施すること。
プロモーション		○府民に本イベントへの参加を促すことを目的に、イベント前の5/23～5/31頃に、デジタルの活用やタイアップキャンペーン等によるプロモーションを実施すること。インターネット上のプロモーションも認める。 ○内容については、本イベントの参加に結びつくよう工夫をすること。 ＜例＞謎解き、クロスワード、依存度チェック、クイズ等
イベントの オンデマンド配信		○ホール内での講演その他プログラムを動画撮影し、オンデマンド配信用データとして記録・制作すること。 ○SNS 広告等効果的なツールを活用し、オンデマンド配信用データの広報を実施すること。 ※オンデマンド配信用データを制作する際の留意事項 ○目に留まりやすい視認性や訴求性の高いものであること。 ○色覚障がいや聴覚障がいのある人への配慮をすること。 ○データは転換部分の削除、字幕の挿入、明るさの調整等の編集を行い納品すること。 ○完成までは、発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。 ○データは発注者のYouTube アカウントに投稿するため、これに適した動画形式とすること。
その他	運営	○運営マニュアルや進行台本を作成し、発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。 ○運営に係る人員は受注者において確保すること。 ○ホール内のイベントは予約制とする。受注者において予約用フォームを作成し、予約者リストの管理を行うこと。当日のホール内でのイベントの受付はロビーにおいて実施すること。なお、当日受付を行えば、予約をしていない者もホール内でのイベントに入場できるようにすること。 ○当日参加の集客ができるよう、看板等を制作すること。
	イベント 広報にか	○行政機関・医療機関・関係機関等へ配布するイベントフライヤーやポスターの制作・印刷を行うこと（必要部数 イベントフライヤー

	かる資材等の制作・配布	10,000 部程度、ポスター：300 部程度）。 ○制作費、印刷費等は委託料に含めることとする。 ○必要に応じて、府が編集できるよう素材を提出すること。
	イベントの記録	○会場の様子等を写真撮影し、発注者に納品すること。 ○写真は大阪府HP等に掲載するため、著作権や肖像権等に十分配慮すること。 ○必要に応じて、モザイク処理を施す等の編集を行うこと。 ○発注者が編集可能な素材を提出すること。
	参加者数の把握及びアンケート	○ホール内でのイベント及びホール外でのイベントそれぞれの参加者数を把握すること。 ○会場におけるイベントに来場した者を対象にアンケートを実施し、結果のとりまとめ及び分析をすること。なお、アンケートの内容は事前に発注者と調整すること。
	ノベルティ	○イベント参加意欲や満足度の向上のため、参加者へのノベルティ等の製作・配布を行うこと（800 部）。 ○もずやん等の行政オリジナルキャラクター等を使用する場合は府と協議し、使用許可を得ること。 ○制作費、デザイン費等は委託料に含めることとする。

（２） 広報関係

広報の概要	
実施期間	令和8年5月1日（金曜日）から 31 日（日曜日）
対象者	府民及び府内在勤・在学等のすべての人
広報エリア	・大阪府全域（大阪市内及び堺市内での実施は必須とする）
広報する内容	・ギャンブル等依存症問題啓発月間 ・違法オンラインギャンブル等 ・上記（１）イベント関係において実施するイベント ・行政が実施するギャンブル等依存症問題啓発月間での取組み ・ギャンブル等依存症問題啓発動画等
広報手法	・大型モニター（デジタルサイネージを含む）やポスター等を活用したインパクト性の高い広報 ・その他事業者が工夫して実施する広報
府から提供可能な素材	【動画の種類及び形式等】 ・５月は大阪府ギャンブル等依存症問題啓発月間です ・15 秒の横型動画：WMV 形式、MP4 形式 ・30 秒の横型動画：WMV 形式、MP4 形式

	・ 3分の横型動画　：WMV 形式、MP4 形式 ※上記は地域保健課依存症対策グループのYouTube チャンネルに掲載しているもの。 ・ その他、MP4 形式で5分及び 15 秒の動画も提供予定。
--	--

Ⅱ アルコール関連問題啓発週間におけるイベント・広報

<概要>

「第2期大阪府アルコール健康障がい対策推進計画」における「第4章 具体的な取組み 取組施策② 広報・啓発の推進」及び「取組施策③ 不適切な飲酒への対策」に基づく普及啓発活動として実施するものであり、「飲酒のリスクを下げるための啓発」や「不適切な飲酒の防止」、「特に配慮を要する者（20 歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者等）への啓発」などのメッセージが伝わる業務を実施する。

また、アルコール関連問題（アルコール健康障がい及びこれに関連して生ずる飲酒運転、自殺等の問題）の正しい知識の普及ができるイベントや広報を実施する。

（１） イベント関係

イベントの概要	
開催日	令和8年11月7日（土曜日）、8日（日曜日）、14日（土曜日）、15日（日曜日）のいずれか1日
会場	・ 以下の条件を満たし、「体験型ブースによるイベント」及び「ステージを使用したイベント」の実施が可能な会場を手配すること。なお、会場の選定にあたっては、事前に大阪府と協議したうえで決定すること。 【施設条件】 ・ 府が実施するイベントにふさわしく、府内全域からの参加が見込める賑わいのある場所で実施すること。 ・ 幅広い年齢層が集まる会場を選定すること。 ・ 大阪府内で、電車でのアクセスが可能で屋内の会場を選定すること。
会場費	・ 会場費、付帯設備利用料及び技術料等のイベント開催にかかる一切の費用は委託料に含むものとし、その支払いは受注者において行うこと。
対象者	・ 府民及び府内在勤・在学等のすべての人 ・ 主たるターゲット層： 特に配慮を要する者（20 歳未満の者・女性・妊産婦・若い世代・高齢者）
参加料	無料
目標値	当日参加者数 800 人
業務評価指標	・ 当日参加者数 ・ その他、事業者と府で協議して定めた客観的な指標

イベントの内容		
イベント	開催時間	10 時～17 時頃
	体験型ブース	○アルコール関連問題に関する体験ができるイベントを実施すること。 ○ブースは複数設置し、そのうちデジタル技術を活用したブースを1か所以上必ず設置すること。 ○また、来場者に各ブースを回ってもらうための仕掛けづくりを行うこと。 ○なお、発注者が実施する他の事業との連携ブースを設置する場合がある。 ＜例＞ ・アルコールパッチテスト ・飲酒量やお酒の飲み方チェック ・もずやんと学ぶクイズ大会 ＜例（デジタルを活用したブース）＞ ・アルコール自己チェックパネル（飲酒量チェック） （参考）http://www.oatis.jp/drink-calculation/ ・飲酒 VR 体験 等
	ステージを使用したイベント	○アルコール関連問題について学ぶことを目的とした演目や集客効果を考慮した企画等を実施すること。 ＜例＞ ・歌、クイズ大会、トークショー、キャラクターイベント 等
	情報提供コーナー	○参加者への適切な情報提供やアルコール関連問題への関心を高められるようなコーナーを設置すること。そのうち、府内でアルコール関連問題に取り組む民間団体等の情報提供コーナーは必須とする。 ＜例＞ ・アルコール関連問題に関する〇×クイズ ・パネル展示
その他	運営	○運営マニュアルや進行台本等を作成し、府による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。 ○運営に係る人員は受注者において確保すること。

	イベント広報にかかる資材等の制作・配布	○行政機関・医療機関・関係機関等へ配布するイベントフライヤーやポスターの制作等（必要部数：10,000部、ポスター：300部程度） ○制作費、印刷費等は委託料に含めることとする。 ○必要に応じて、府が編集できるよう素材を提出すること。
	イベントの記録	○会場の様子等を写真撮影し、納品すること。 ○写真は大阪府HP等に掲載するため、著作権や肖像権等に十分配慮すること。 ○必要に応じて、モザイク処理を施す等の編集を行うこと。
	参加者数の把握及びアンケート	○体験型ブースの各ブース、ステージを使用したイベント、情報提供コーナーそれぞれの参加者数を把握すること。 ○来場者を対象にアンケートを実施し、結果のとりまとめ及び分析をすること。なお、アンケートの内容は事前に発注者と調整すること。
	ノベルティ	○イベント参加意欲や満足度の向上のため、参加者へのノベルティ等の制作・配布を行うこと（800部）。 ○もずやん等の行政オリジナルキャラクター等を使用する場合は府と協議し、使用許可を得ること。 ○制作費、デザイン費等は委託料に含めることとする。

（２）広報関係

広報の概要	
実施期間	令和8年11月10日（火曜日）から16日（月曜日）
対象者	府民及び府内在勤・在学等のすべての人
広報エリア	・大阪府全域
広報する内容	・アルコール関連問題啓発週間 ・上記（１）イベント関係 ・行政が実施するアルコール関連問題啓発週間での取組み ・アルコール関連問題啓発動画 ・受注者が制作するバナー広告等
広報手法	・提案事項とし、契約締結後、発注者と協議のうえ決定する。
発注者から提供可能な素材	【動画の種類及び形式等】 ・知ろう！気づこう！アルコール健康障がい（若者編・妊産婦編・会社員編・高齢者編） 2分30秒のアニメーション横型動画（４種類）：MP4形式 ・知ろう！気づこう！アルコール健康障がい（全体版） 8分のアニメーション横型動画（１種類）：MP4形式 ・女性の方に知ってほしいアルコールとの付き合い方

	5分30秒のメッセージ横型動画（1種類）：MP4形式 （全て発注者のYouTubeチャンネルに掲載しているもの）
--	---

Ⅲ 年間を通した広報

＜概要＞

大阪府の依存症対策への理解・関心を高めるため、おおさか依存症ポータルサイトの閲覧数増加につながる仕掛け作りを行うとともに、アクセス状況等について、分析を行うこと。詳細は、受注者からの企画提案のもと、府と協議して決定する。

企画を運営する上ではおおさか依存症ポータルサイトを効果的に活用することとし、年間を通して広報を実施し、府民の依存症に関する関心を高め、正しい知識の普及と理解の促進等を行う。

広報の概要	
実施期間(予定)	令和9年2月28日(日曜日)まで ※契約締結後速やかに実施を開始するが、具体的な始期は契約締結後の協議事項とする
対象者	府民及び府内在勤・在学等のすべての人 ※主なターゲットは若年層とする
広報エリア	・大阪府全域
広報内容	・Ⅲで実施する企画（提案事項） ・大阪府の依存症対策の取組み ・ギャンブル等依存症対策基金 等
広報手法	・SNS 広告（必須） ・その他事業者が工夫して実施する広報（啓発動画やノベルティ等の制作及び制作物を活用した広報等）
分析内容	・おおさか依存症ポータルサイトのアクセス状況等について、分析のうえ、今後の効果的なサイト運用について、提案すること。 ＜例＞ アクセス解析やトラフィックソースの分析、コンテンツの効果測定等
目標値	おおさか依存症ポータルサイトの閲覧数： 40,000 件（契約期間中）
発注者から提供可能な素材	・おおさか依存症ポータルサイトの普及啓発動画 15 秒：MP4形式 （発注者のYouTubeチャンネルに掲載しているもの。） ・ギャンブル等依存症対策基金 HP の URL・見出し画像

6. 企画提案を求める内容

I ギャンブル等依存症問題啓発月間におけるイベント（違法オンラインギャンブル等に関する啓発を含む）・広報

（１）業務の全体企画

実施期間において、参加者が、依存症問題に関心を持ち、依存症に関する正しい知識を身につけ、依存症への偏見がなくなることができるような業務の企画及び運営体制について、公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。

- ・ギャンブル等依存症問題及び違法オンラインギャンブル等の啓発に向けた効果的・効率的なプロモーション業務の全体像（コンセプト及び特徴等）

（２）依存症問題啓発イベントの企画・運営

府民が依存症に関する正しい知識を持ち、その理解が促進されることにより、依存症に対する偏見がなくなるとする企画を公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。

- ・企画の概要
- ・イベント（ホール外を含む）のコンセプト、会場レイアウト
- ・ホール内のイベントのプログラム案、医師以外の出演者候補と依頼にかかる経費（複数名記載可）

※キャストिंगについては、目標来場者数を達成でき、かつ実現可能である内容を提案すること。

- ・ロビーでの設置コーナーの内容
- ・事前プロモーションの内容、手法
- ・オンデマンド配信の制作概要、周知方法
- ・製作・配布するノベルティ等の種類やデザイン

（３）広報の立案・実施

府民に依存症問題の興味・関心を持ってもらうため、より多くの府民の目に留まる広報プランを創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。

- ・広報の媒体及び手法

Ⅱ アルコール関連問題啓発週間におけるイベント・広報

(1) 業務の全体企画

実施期間において、アルコール関連問題に関心を持ち、府民が飲酒に伴うリスク等に関する正しい知識を身につけ、アルコール関連問題への偏見がなくなることができるような業務の企画及び運営体制について、公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。

- ・アルコール関連問題啓発に向けた効果的・効率的なプロモーション業務の全体像（コンセプト及び特徴等）

(2) 依存症問題啓発イベントの企画・運営

府民がアルコール関連問題に関する正しい知識を持ち、その理解が促進されることにより、アルコール関連問題に対する偏見がなくなるような企画を公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。

- ・実施する企画の概要（体験型イベント）
- ・イベントのコンセプト、会場レイアウト
- ・体験型ブースの内容
- ・ステージを使用したイベントの内容（プログラム案等）
- ・情報提供コーナーの内容
- ・製作・配布するノベルティ等の種類やデザイン

(3) 広報の立案・実施

府民にアルコール関連問題の興味・関心を持ってもらうため、より多くの府民の目に留まる広報プランを創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。

- ・広報の媒体及び手法

Ⅲ 年間を通した広報

(1) 広報の立案・実施

大阪府の依存症対策への理解・関心を高めるため、おおさか依存症ポータルサイトの閲覧数増加につながる仕掛け作りを行うとともに、アクセス状況等について、分析を行うこと。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。

- ・広報の全体仕様
- ・ギャンブル等依存症や府の依存症対策の理解促進につながる効果的な広報媒体や広報の展開手法
- ・ギャンブル等依存症対策基金の認知度向上や理解促進、基金への寄附につながるような効果的な広報の媒体及び手法

- ・アクセス状況等の分析手法・分析内容（アクセス解析やトラフィックソースの分析、コンテンツの効果測定等）

Ⅳ 全般に関わる事項

上記Ⅰ～Ⅲの業務を実施するにあたっての業務実施体制及び人員（配置する人員数や、資格・技術など）、契約期間内の全体スケジュール、著作権等コンプライアンスへの取組みを提案すること。また、大型イベントの企画運営に関する類似業務の実績がある場合は 過去（３年以内）の実績について示すこと。

※本公募への提案希望者は、依存症問題をよく理解したうえで企画提案を行うこと。

7. 委託業務の実施状況の報告

受注者は契約締結後、定期的に委託業務の進捗状況を発注者に報告すること。各イベント等の終了日の翌日から２週間以内に実施状況を書面により発注者に提出すること。なお、発注者は、業務内容等について随時報告を求めることがあるため、協力すること。

（１）業務全体の報告書の提出

委託業務終了後、「業務全体の報告書」を作成し、令和９年４月１５日（木曜日）までに提出すること。

（２）記録写真の撮影等

イベント等の録画・撮影データを各イベント等の終了後すみやかに発注者に提出すること。なお、記録物は、府が府民等に施策の情報を発信する際に使用すること等が想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。

（３）参加者数及びアンケート結果等

各イベントにおける参加者数については、各イベントの終了後すみやかに発注者に報告すること。また、各イベントにおいて実施したアンケートの結果及びその分析結果を、各イベントの終了日の翌日から２週間以内に書面により発注者に提出すること。

8. 委託業務の実施上の留意点

（１）経費について

本業務に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信、運搬費等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

（２）著作権に係る留意事項

- ・ 成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本業務終了後においても発注者が自由に無償で利用できるものとする（著作権や出演者の肖像権等により使用期限がある場合はあらかじめ条件を示すこと）。
- ・ 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

- ・ イベント出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。
- ・ イベントで使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

（３）委託業務の実施上の留意点

- ・ 業務の遂行にあたって、依存症や依存症にお悩みの方への誤解や偏見を招くことのないよう、十分に配慮しつつ、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・ 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
- ・ 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。
- ・ 受注者は発注者の指示に従い、必要に応じて医療関係者等による監修を受けること。

（４）委託業務の実施状況の報告

- ・ 受注者は契約締結後、随時、本業務の準備状況、実施状況等を書面により大阪府に報告すること（様式自由）。なお、イベント等ごとの終了後に実施状況を書面により発注者に報告すること。諸経費の内訳についても、イベント等ごと及び最終報告にて発注者に報告すること。
- ・ 受注者は、業務が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果を書面で報告すること。
- ・ 発注者は、必要に応じて、業務の準備状況、実施状況等について報告を求めることがあるため、受注者はこの求めに応じなければならない。

（５）書類の保存

- ・ 受注者は、会計に関する諸記録を整備し、業務年度終了後５年間保存すること。

（６）その他留意事項

- ・ 受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・ 受注者は、契約締結後 14 日以内に、業務実施計画書を発注者へ提出すること。
- ・ 受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・ 本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。
- ・ 受注者は、業務の具体的な内容は、大阪府と協議の上で決定すること。PRに必要なノベルティを手配する場合は、種類・数量等を府と協議したうえで決定する。
- ・ 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、府と協議すること。